企業登録ガイダンス(新規)

~初めて企業登録する方が対象~



Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所

国際部

わが国のEPA全般EPAIC関する国(地域)別情報特定原産地証明書とは?特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要>企業登録特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ問合せ先サイトマップ

企業登録

特定原産地証明書の取得には、日本商工会議所への企業登録をお願いします。 登録に係る手数料は無料。有効期限は2年間となります。

- ・特定原産地証明書発給システムへ新規に企業登録するためのページです。
- ・1企業につき1登録。同一企業で複数の登録をすることはできません。
- ・ 日シンガボール協定を除くすべての協定で利用することができます。



Copyright © 2008 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所

国際部

わが国のEPA全般 | EPAIC関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書とは?
 特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> | 企業登録
 特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サイトマップ

企業登録

法人の新規登録に必要な書類

 「登録申請書」(署名用紙含む)・・・下記「企業登録申請フォーム」よりアクセスし、作成して ください。
 ※ 登録申請書には、法務局に届け出してある代表者印の押印または代表者の肉筆サイン をしてください。
 「履歴事項全部証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本)・・・法務局にてご入手ください。
 ※「現在事項全部証明書」ではお受付けできませんのでご注意ください。

<u>下記の流れにしたがって企業登録を</u>行ってください。



Copyright © 2008 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所 国際部

わが国のEPA全般 | EPAIC関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書とは? 特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> | 企業登録 特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サイトマップ

企業登録

個人の新規登録に必要な書類

・「登録申請書」(署名用紙含む)…下記「企業申請登録フォーム」よりアクセスし、作成して ください。

※「登録申請書」には、印鑑登録してある印を押印してください。

- ・「戸籍抄本」または「住民票の写し」(発行日から3ヶ月以内の原本)・・・各自治体にてご 入手ください。
- ・「印鑑証明書」(発行日から3ヶ月以内の原本)・・・各自治体にてご入手ください。

※ 外国籍の場合は、「在留カード」(特別永住者の場合は「特別永住者証明書」)のコピー若 しくは市区町村が3ヶ月以内に発行した「住民票の写し」または在留資格を証するその他 の書類が必要となります。

下記の流れにしたがって企業登録を行ってください。



ご意見はこちら<u>tokuteico@icci.or.ip</u>まで

Copyright © 2008 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

4. 企業登録申請書作成画面へのアクセス方法

各項目を入力し、送信すると記入されたメールアドレス宛にご案内メールが 返信されます。



		· ·			
🖂 🚽 🖸 🔺 🕈	☆ ↓ マ 特定原産 サ 特定原産 サ	b証明書発給に係る登録申請書作成についてのこ	(案内 - メッセージ (テキスト形式)		
ファイル メッセージ				۵ 😮	
 ○ 無視 ※ ※<!--</td--><td>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td><td> 役日</td><td></td><td>る る</td>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 役日		る る	
削除	返信	クイック操作	□ 移動 90	い 編集 ズーム	
差出人: x-tokuteid 宛先: C C : 件名: 特定原産	co@jccior.jp 地証明書発給に係る登録申請書作成に、	いてのご室内	ž	送信日時: 2012/07/20 (金) 16:07	
 件名: 特定原産地証明書発給に係る登録申請書作成についてのご案内 ※このメールは、登録されたメールアドレス宛に自動的にお送りしています。 ※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。 ※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。 日商トレード商事 日本 一郎 様 このメールは経済連携協定に基づく、特定原産地証明書の発給等に関する 法律施行規則第4条の2に定められた発給の申請に係る事前登録の手続きのご案内です。 ▼下記アドレスより登録申請書を作成してください。 (登録されたパスワードの入力が必要です) 					
https://tst.jcci.or.jp/uni188cripts/mgrqispi018.dll?appname=EPA&prgname=CopAppFomTop&ARGUMENTS=-An2hvir3for18 上記アドレスの有効期限は 平成24年07月30日 までです。 期限内に登録申請書の作成を完了してください。 ※アドレスが途中で改行されていると申請ページにリンクしない場合があります。 その場合アドレス文字列全体をブラウザのアドレスバーにコピーして下さい。 ※このメールは申請手続きが完了するまで大切に保管するようお願いいたします。 本メールの再発行はできません。					

5. 企業登録申請者作成方法の説明画面

特定原産地証明書の発給申請に係る「登録申請書」の作成

【はじめに】

・この手続きは、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する「登録申請書」の作成を ご案内しております。

【注意】

・「登録申請書」の作成をもって企業登録が完了するものではありません。 必要書類を郵送または直接持参いただき、審査後に正式登録となります。

【作成前に】

・「登録申請書」等はPDFで出力されます。 印刷するにはAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerは右-MENU-よりインストールできます。

「登録申請書」記載サンブルにより、記載例がご覧いただけます。

【「登録申請書」の作成】

「登録申請書」作成から登録までの流れ

1. 右の- MENU - 「登録申請書を作成する」から企業情報を登録する。

2. 利用者(サイナー)の情報を登録する(複数名登録可能)。

3.「登録申請書」(PDF)を印刷する。

4.「登録申請書」に代表者印を押印する(署名でも可)。

5.利用者(サイナー)各人の署名を肉筆で記入する。

6.「登録申諸書」と必要書類を日商国際部に郵送または直接持参する。

7.日本商工会議所にて書類審査。 審査OKの場合、登録受付。

8.日本商工会議所から特定原産地証明書発給システムにかかる 識別番号・暗証番号通知書を郵送。

特定原産地証明書発給システムをご利用いただけます。

特定原産地証明書の発給申請方法については、<u>『特定原産地証明書発給申請マニュ</u> アル』にてご説明しております。

【書類提出先 ・ お問い合わせ先】 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 〒100-0005 東京都千代田区丸の内8丁目2番2号 東京商工会議所ビル7階 TEL: 08-3288-7850 E-mail: tokuteico@jcci.or.jp 受付時間: 月〜金曜日 午前9時30分〜午後5時(正午〜午後1時を除く)

(土日祝日・年末年始は休み)

記載サンプルの確認が可能
「登録申請書」記載サンブル
「登録申請書」を作成する
書類(PDFファー)を印刷するには Adobe Rea が必要です。
READER*
クリックし、入力画面へ

6. 登録申請書入力画面 =企業情報の入力=

1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請書

「トップに戻る」

- ◎ *は必須入力です。
- ◎ 注記に従い、全角文字、半角文字を間違えないように入力してください。
- ◎ 入力が済みましたらフォーム下の 登録内容を確認する をクリックしてください。

▼ 登録申請者



▼ 連絡先

* 住所 又は 所在地 (郵便番号)	100 - 1234 全て半角数字で入力してください。 (例:100-0005) 登録申請者と同じ場合はクリックしてください
* 住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都千代田区丸の内1234 金で全角で入力してください。 (例:東京都千代田区) ・ユーザID/PWの発送先
* 担当者の氏名 (<u>現</u> 1) (和文表記)	日本 →郎 全て全角で入力して代さい。(例:日商 →郎) 性と名 ・ 化業登録更新のご案内 ・ セミナーの開催案内等のご連絡をさせて
* 担当者の氏名 (ふりがな)	にほん いちろう いただきます 全て全角ひらがなて入力して (例:にっしょう い ※変更がありましたら、速やかに修正の
所属部署 (和文表記)	国際業務部 全て全角で入力して(ださい。(例:海外事業部)
* 電話番号	03-0000-0000 全て半角文字で入力して伏さい。 携帯電話は不可・市内局番の間は半角"-"を入れてください。
FAX番号	03-1111-1111 全て半角文字で入力してください。 (例:03-1284-5678) *市外局番・市内局番の間は半角"-"を入れてください。
メールアドレス	ichiro_nihon@trade.jp 全て半角文字で入力してください。 (例:ichironisho@jcci.or.jp)

(注1) 本申請登録に関して必要に応じて連絡をとる場合があるので、代表する担当者を記載すること。

登録内容を確認する

7. 登録申請書入力画面 二企業情報入力確認画面二

1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請書 確認

◎内容をご確認いただき、よろしければページ下の「情報を登録し、サイナー登録に進む」をクリックして下さい。 ◎内容を修正する場合は ◎内容を修正する場合は 登録内容を修正する」をクリックして下さい。

▼ 登録申請者		
法人等の区分	法人	
業態の区分	輸出者	
法人格	株式会社	
法人格付加前後	前	
氏名 又は 名称 (和文表記)	日商トレード商事	
氏名 又は 名称 (ふりがな)	かぶしきがいしゃ にっしょうとれー どしょうじ	
氏名 又は 名称 (英文表記)	Nissho Trade Shoji Co,Ltd.	
住所 又は 所在地 (郵便番号)	100-1234	
住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都千代田区丸の内1234	
住所 又は 所在地 (英文表記)	1234, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo	
国 (英文表記)	JAPAN	
代表者の氏名等 (和文表記)	日本 太郎	
代表者の氏名等 (ふりがな)	にほん たろう	
代表者の役職 (和文表記)	代表取締役	

▼ 連絡先

住所 又は 所在地 (郵便番号)	100-1234
住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都千代田区丸の内1234
担当者の氏名 (和文表記)	日本 一郎
担当者の氏名 (ふりがな)	にはまん いちろう
所属部署 (和文表記)	国際業務部
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-1111-1111
メールアドレス	ichiro_nihon@trade.jp
	登録内容を修正する

修正があればクリックし、

修正画面に戻る

入力内容に間違いがなければクリックし、 サイナー登録に進む

8. 登録申請書入力画面 =署名(サイナー)情報の入力=

2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

トップに戻る	全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください。登録申請書の印刷
登錄申請番号	073470801 全てのサイナーの登録が終わったら
 ◎ サイナーの情報を入: ◎ * は必須入力です。 ◎ ★ は証明書に記載さ 	申請書を印刷してください。 わし「登録」ボタンを押してください。 れる項目です。
*氏 名(和文)	日本 三郎 全て全角で入力して下さい。 (加) 証明書に記載されます (協定による)
*★氏 名(英文)	Saburo Nihon 全 こ 注意 ファーストネーム、ファミリーネームの順(原則) に頭文字は大文字で入力してください
役 職(和文)	課長 全て全角で入力して下さい。(例:部長) *役職は部署名を除きご記入下さい。
役 職(英文)	Manager 全て半角文字で入力して下さい。(例: Manager)
部署名(和文)	国際事業部 全て全角30文字以内で入力して下さい。(例:海外事業部) 〈注意〉協定によっては、役職(英文)・
* 電話番号	03-0000-0000 全て半角文キで入力して下さい。(例:03-1234-5678) * 市 証明書に記載されます
FAX番号	03-1111-1111 全て半角文手で入力して下さい。(例:03-1234-5678) * 市外局番・市内局番の間は半角"-"を入れて下さい。
メールアドレス	saburo_nihon@trade.jp 全て半角文手で入力して下さい。 (例: jironisho@jcci.or.jp)
	サイナー情報を入力の上、登録をクリックすると 利用者登録リストに追加されます
	利用者登録リスト 1件
No. 氏: 1 日本 二郎	名 部署名 役職 国際事業部 部長 修正 削除
	登録後でも修正や削除が可能です

9. 登録申請書の印刷 =送付についてのご案内=

登録関連書類の送付について

ご提出前に以下の項目をチェックし、日本商工会議所までご持参またはご郵送ください。

<提出書類のチェック項目>



<記載内容に関するチェック>

- □ 署名者(サイナー)のサインを本人が肉筆で記入したか。
- □ サインに"かすれ"または枠線からの"はみ出し"はないか。
- 「登録申請書」に押印または署名があるか。(シャチハタや三文判は不可) 法人の方:代表者印(会社登記実印)
 個人の方:「印鑑証明書」と同一印
- □ 登録する住所は、「履歴事項全部証明書」等に記載された住所と一致しているか。 (一致していない場合は、別途典拠書類が必要となりますので、お問合せください。)

ご不明な点は、下記担当者までご連絡ください

< 書類の提出先・お問合せ先 > 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル7F 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 受付時間:9:30~17:00 (12:00~13:00を除く) TEL:03-3283-7850 FAX:03-3216-6497 E-mail:tokuteico@jcci.or.jp

10.登録申請書の印刷 =イメージ(企業情報)=

1	/	2	

新 規	
-----	--

登録申請書

No. 07347080101

作成 2012年07月24日

日本商工会議所	殿
---------	---

登録申請者

(ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ にっしょうとれーどしょうじ 株式会社日商トレード商事	 印鑑登録してある 代表者印を押印 ※シャチハタや三文判は 不可
住所又は所在地	〒100-1234 東京都千代田区丸の内1234	
(ふりがな) 代表者の氏名等	にほん たろう 代表取締役 日本 太郎	印 (注1)
(ふりがな) 担当者の氏名	にほん いちろう 日本 一郎	
連絡先の住所又は所在地	〒100-1234 東京都千代田区丸の内1234	
所属部署名	国際業務部	
電話番号	03-0000-0000	
FAX番号	03-1111-1111	
E-mail	ichiro_nihon@trade.jp	

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第4条の2第1項の 規定に基づき経済産業大臣による登録を受けたいの また、下記の者に対し、特定原産地証明書の受給 当たり、施行規則第6条第3項の規定に基づき同者 なお、本登録の申請に当たり、施行規則第5条第 がないかを確認してください とに同意します。

1. 登録申請者の英文表記				
英文	氏名 又は 名称 Nissho Trade Shoji Co.,Ltd.			
表記	住 所	1234, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-1234, JAPAN		

(注1)

・押印(法人は代表者印(会社登記実印)、個人は印鑑証明書と同一印)に代えて署名しても差し支えない。
 この場合、必ず本人が自署すること。

く備考>

- ・本用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 署名(サイン)をスキャナで読み取るため、裏面に印字された紙や白色でない再生紙に印刷は不可。上質紙100%が望ましい。 (スキャナで読み取れない場合は再提出していただきます。)
- ・印刷した全ての用紙を必ずホチキス止めしてください。

連絡 事項

※本登録の申請に当たり、提出する書類の内容が全て真正であることを誓約します。

11. 登録申請書の印刷 =イメージ(署名情報)=

2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

07347080101

No.

2/2

署名	氏名	和文 日本 二郎
		英文 Jiro Nihon
	役職	和文 部長
		英文 General Manager
日本 二郎	部署名	国際事業部
	電話番号	03-0000-0000
	FAX番号	03-1111-1111
	E-mail	jiro_nihon@trade.jp
サインは肉筆にて枠内に		
□ パッキリと記入してくたらい	氏名	和文 日本 三郎
		英文 Saburo Nihon
1	役職	和文 課長
salu		英文 Manager
	部署名	国際事業部
	電話番号	03-0000-0000
	FAX番号	03-1111-1111
	E-mail	saburo_nihon@trade.jp

※署名は肉筆で濃く、ハッキリとお願いします。(スタンプは不可) 枠線にかからないようご署名ください。 署名は英語・日本語のどちらでも結構です。